

民事再生事件等手続費用一覧表

名古屋地方裁判所が公表している資料の抜粋

【通常再生事件の申立て】

収入印紙	1万円				
申立書	正本1通, 副本2通				
郵便切手	債権者数	50人未満	(120円, 82円, 20円, 10円) × (債権者数+20) 枚 1円×50枚		
		50～200人	(120円, 82円, 20円, 10円) × 50枚 1000円×債権者10人ごとに2枚 1円×50枚		
		201～500人	(120円, 82円, 20円, 10円) × 100枚 1000円×債権者10人ごとに2枚 1円×50枚		
		501人以上	事案ごとに検討しますので, 事前にご相談ください		
予納金	監督委員選任型 (法人等)	負債額	1億円未満	200万円	
			1億円～10億円未満	250万円	
			10億円～30億円未満	300万円	
			30億円～50億円未満	350万円	
			50億円～100億円未満	500万円	
			100億円～250億円未満	900万円	
			250億円～500億円未満	1000万円	
			500億円～1000億円未満	1200万円	
			1000億円以上	1300万円	
	監督委員選任型 (個人事業者)	従業員数	なし又は親族のみ	負債額 5000万円未満	40万円
				負債額 5000万円以上	60万円
			5名以下	負債額 1億円未満	80万円
				負債額 1億円以上	150万円
5名を超える	法人と同様				
調査委員選任型 (非事業者等)	30万円				

【個人再生事件の申立て（小規模個人再生事件・給与所得者等再生事件 共通）】

収入印紙	1万円		
申立書	正本1通		
郵便切手	代理人申立の場合 ※裁判所で書面を受領する場合	基本	120円×（債権者数×2）
		住宅資金特別条項を定める場合の加算	20円× 債権者数
	遠方の代理人申立，本人申立（司法書士関与事件を含む）の場合 ※郵送で書面を受領する場合	基本	120円×（債権者数×2） 120円× 1 82円× 5 10円× 10 1円× 10
		住宅資金特別条項を定める場合の加算	20円× 債権者数
予納金	原則	12,268円	
	個人再生委員を選任する場合の加算	15万円～（事案によって増減します）	